

「第5次大分県子ども読書活動推進計画（素案）」に対する県民意見の募集の結果について

○県民意見について

（募集期間：令和6年12月23日～令和7年1月27日）

| 番号 | 提出者数 | ご意見の概要   | 県の考え方及び反映状況  |
|----|------|--|--|
| 1  | 1    | 第4章 第1節<br>職務経験者や就職氷河期世代を対象とした県立学校司書の採用試験を実施してほしい。   | 職務経験者や就職氷河期世代を対象とした県立学校司書の採用試験の実施については、今後の退職者の推移や年齢バランス等加味しながら必要に応じて検討したいと考えます。  |
| 2  | 1    | 第4章 第1節 1 現状と課題<br>「ネット利用による生活の変化」の結果について、もともと本を読んでいた生徒の場合「読まなくなった」とは回答しないと思う。データ分析に注意が必要だと思う。   | 第4章第1節「1 現状と課題」にある「ネット利用による生活の変化」に関するデータの分析について、下記下線部のとおり修正します。<br><br>（「インターネット利用による生活の変化」について、「本を読まなくなった」と回答した生徒の割合」を削除）<br><br>なお、県内の小学生・中学生・高校生を対象としたアンケート調査では、インターネットの利用により「本を読まなくなった」と回答した中学生の割合は微増した一方で、高校生では減少しています。（削除） |
| 3  | 1    | 第4章 第1節 3 学校等職員・学校司書を対象とした研修の実施<br>教諭を対象とした研修会等で、課題の設定や定義の確認、情報の収集、整理分析などの目的での学校図書館活用を授業計画に明記するよう促してほしい。   | 学校図書館の活用については、学校の教育目標や教育課程等に応じて各学校で判断することから、授業計画への位置づけ等についても、学習指導要領の趣旨を踏まえて各学校において検討するようにしています。  |
| 4  | 1    | 第4章 第1節 12 学校での各種計画・基準等の作成の促進<br>図書標準達成だけに目が行き図書の廃棄に難色を示す管理職がいる。古い本を修理しながら使ったり、何十年前のデータの本で調べ学習しなくてすむよう、児童生徒の読みたくなる本や使える図書資料の充実のため、ぜひ具体的な選定基準・廃棄基準の策定をお願いしたい。 | 選定基準および廃棄基準は、適切な図書の選定や廃棄・更新を行う上で重要であり、各地域や学校の状況や特徴を考慮した基準を策定することにより、各学校図書館の環境向上につながります。<br><br>県では、全国学校図書館協議会が定めた基準等を紹介し、選定基準・廃棄基準の策定を促しています。  |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 5 | 1 | <p>第4章 第1節 13 県立学校における図書費の確保</p> <p>一律で生徒一人当たりとか一学級当たりで算定することには十分な配慮をしてほしい。</p>   | <p>算定基準においては、一人当たりの生徒単価ではなくクラス数の増減で算定しています。図書費も含めた学校管理運営費については、厳しい財政状況の中ではありますが、必要な予算確保に向けて努力していきます。また、学配分に当たっては、学校規模による段階補正や、学校の事情をよく聴取した上で、引き続き適正な配分を行っていきたいと考えます。</p>   |
| 6 | 1 | <p>第4章 第1節 13 県立学校における図書費の確保</p> <p>図書費が学校予算の調整弁扱いにならないようにしてほしい。学校によっては、資料購入費だけではなく、PC周辺機器も図書費として計上しているところや、必要な資料や物品を学校職員が自腹で購入し補っていることがある。</p>                                       | <p>令和5年度当初予算要求より、各校から要求された印刷消耗費（図書費を含む）においては、各校から提出された要求額を満額で各校に令達をしています。しかし、その区分の中で図書館用図書は『図書・教科書』として教師用指導書等と一緒に区分されています。今後は、図書館用図書と教師用指導書は別々に明記し、より図書費としての予算の確保及び明確化するため様式などの変更も検討していきます。</p>  |
| 7 | 1 | <p>第4章 第1節 13 県立学校における図書費の確保</p> <p>令和5年度から「シーリング経費として要求額を配分する」という扱いになり算定基準が無くなったため「学校内の修繕費やコピー用紙代にお金が必要なので図書費を減らしたい」などの理由で図書費が数十万円単位で大幅に削減されたという声を聞いた。</p> <p>図書費の増額についても触れてほしい。</p> | <p>令和5年度予算より印刷消耗費は確かにシーリング経費へと移行していますが、各校のシーリング額はクラス数の増減を反映させた算定基準を基に決定しています。また、今年度より『全日制高等学校管理運営費 基準単価表』の「2 印刷消耗費」に印刷消耗費全体の額の内、図書費として算定した額を割合で明記しています。（令和6年度：約14%） 上記割合はあくまでも目安ですが、学校の物件費担当者と同該年度の図書費を算定する上で参考としてください。</p> <p>上記割合はあくまでも目安ですが、学校の物件費担当者と同該年度の図書費を算定する上で参考としてください。</p> <p>また、当初予算要求においても、図書費としての予算を明確化するように様式の変更も検討していきます。</p> |
| 8 | 2 | <p>第4章 第2節 4 特別支援学校での読書推進</p> <p>特別支援学校18校のうち、14校には学校司書が配置されていない。すべての特別支援学校への学校司書の配置を検討してほしい。</p>   | <p>引き続き、特別支援学校の図書館の状況を確認しながら、専任司書の配置について検討していきたいと考えます。</p>   |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 9  | 1 | <p>第4章 第5節</p> <p>電子書籍を用意し、それを利用するための端末を与えるだけでは、SNSなどに興味関心が向かいがち。利用端末の工夫が必要である。</p>   | <p>電子書籍を利用することは、読書バリアフリーの面からも児童生徒の読書の機会を増やすこととして有効だと考えます。</p> <p>電子書籍を通して読書に興味を持ち、実際に本を手取るきっかけとなるよう、魅力あるコンテンツの充実を図り、利用促進に向けた取り組みを進めていきます。</p> |
| 10 | 1 | <p>第6章 第1節 3 学校等における取組 (4) 高等学校における取組<br/>②県立高等学校司書の分掌の見直し</p> <p>学校図書館専任になったにもかかわらず事務室業務を担っている学校司書がいると聞いた。校長に学校図書館の館長としての責任や自覚がないと安易にこういったことが起きる。新任校長対象の研修を実施すべきである。</p> | <p>校長を対象とした研修の実施については、今後の状況を踏まえて必要に応じて検討いたします。</p>  |
| 11 | 1 | <p>第6章 第1節 3 学校等における取組 (4) 高等学校における取組<br/>②県立高等学校司書の分掌の見直し</p> <p>事務室兼務をしてきた司書は図書館専任の働き方を理解できていない場合がある。「教育の展開に寄与する学校司書」としての意識向上のための方策が欲しい。</p>                            | <p>県立学校司書を対象としたスキルアップ研修は、学校図書館運営に必要な専門知識を学び、司書のスキルおよび意欲向上を目的としたものです。今後も、教育課程を支える学校図書館の充実を図るため、スキルアップ研修を行います。</p>                              |
| 12 | 1 | <p>第6章 第1節 3 学校等における取組 (4) 高等学校における取組<br/>②県立高等学校司書の分掌の見直し</p> <p>県立学校に勤務する学校司書が学校図書館専任となったことは、学校図書館活用、読書活動支援のために大変ありがたい。引き続き、全ての学校司書が学校図書館専任で勤務し利用者支援に努められるようお願いしたい。</p> | <p>主幹司書等を学校図書館事務に専門的に従事させることにより、高校生の不読率の改善や学校図書館の情報センター機能の充実を図ることを目的に、大分県立学校管理規則の主幹司書等の職務内容から「その他事務」を削除しました。目的の成果が現れるよう引き続き確認していきたいと考えます。</p> |